

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年9月27日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成29年5月27日から平成29年11月24日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年5月26日付をもって提出し、平成29年5月27日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還の予定がありませんので、記載事項について当該箇所の訂正をするため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部_____が訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

申込証拠金
(省略)
本邦以外の地域における発行
(省略)
振替受益権について
(省略)
(新設)

<訂正後>

申込証拠金
(省略)
本邦以外の地域における発行
(省略)
振替受益権について
(省略)

繰上償還の手続きの実施

当ファンドは、ケイマン籍外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズ - JM・エマージン
グ・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド」が主要投資対象ファンドの一つとなっております
が、当該ファンドにつきましては、純資産総額が少額にとどまっているため、管理会社でありますBN
Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドにおいて、平成30年2月8日をもって繰上償
還することが決議されました。管理会社によりますと、平成29年12月より保有有価証券の順次現金化が
開始される予定です。

つきましては、主要投資対象ファンドの一つが存続しなくなってしまうことから、今後、運用の基本方
針に則った運用の継続が困難となるため、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利である
と判断し、平成30年2月20日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規
定に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、平成29年9月28日現在の受益者を対象とし、平成29年11月2日まで行い、平
成29年11月6日の書面決議で可決された場合、予定通り平成30年2月20日をもって繰上償還することとい
たします。

書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。

なお、平成29年9月27日以降、当ファンドを購入申込みにより取得された受益権については、議決権は
ございません。

当ファンドのお申込みの際には、上記繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

ファンドの信託期間は、平成33年3月25日までです。ただし、下記「(5)その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(新設)

<訂正後>

ファンドの信託期間は、平成33年3月25日までです。ただし、下記「(5)その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

当ファンドの信託期間は平成33年3月25日までとさせて頂いておりますが、平成30年2月20日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、平成29年9月28日現在の受益者を対象とし、平成29年11月2日まで行い、平成29年11月6日の書面決議で可決された場合、予定通り平成30年2月20日をもって繰上償還することといたします。

なお、書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。